

◇ 遺産分割の調停を申し立てる方へ ◇

1 手続きの概要

被相続人が亡くなり、その遺産の分割について相続人の中で話し合いがつかない場合には家庭裁判所の遺産分割の調停又は審判の手続を利用することができます。調停手続を利用する場合は、遺産分割調停事件として申し立てます。この調停は、相続人のうちの1人もしくは何人かが他の相続人全員を相手方として申し立てるものです。

調停手続では、当事者双方から事情を聴いたり、必要に応じて資料等を提出してもらったり、遺産について鑑定を行うなどして事情をよく把握したうえで、各当事者がそれぞれどのような分割方法を希望しているか意向を聴取し、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指し話し合いが進められます。

なお、話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には自動的に審判手続が開始され、裁判官が、遺産に属する物又は権利の種類及び性質その他一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

2 申立てできる方

- ・共同相続人
- ・包括受遺者
- ・相続分の譲受人

3 申立先

相手方の住所地(実際に住んでいる住所)の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所

4 申立てに当たり提出をお願いするものは、次のとおりです。

必ず「申立書提出前のチェックシート」でチェックしてから提出してください。

(申立書提出の際、口のチェック欄を利用し、必要なものが揃っているかどうかご確認ください。)

- 下記の5及び6に記載の書類
 - 収入印紙 1,200円分
 - 郵便切手 (100円×3枚、84円×5枚、20円×5枚、10円×5枚、5円×8枚(910円分))×人数(※)分
- ※ 人数には、申立人も含めてください。

収入印紙と郵便切手は裁判所では売っていませんので、あらかじめ郵便局等でお買い求めください。

◎ 審理のために必要な場合は、書類や郵便切手の追加提出をお願いすることがあります。



5 申立てする方が記入して提出する書類

1	申立書	裁判所から、申立ての内容を知らせるため、写しを相手方に送付します。提出の際には、相手方への送付用として申立書のコピー(相手方の人数分)も提出してください。
		相手方の住所は相手方が <u>実際に住んでおられる住所</u> を記載してください。
		申立人の住所を相手方に知られると、生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある場合は、申立書には相手方に知られてもよい場所を記載することができます。
2	送達場所等の届出書	裁判所から申立人に書類を送付する場所を記載してください(申立書の記載と別の住所にすることも可能です。)
		相手方に知られることで生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障があるような場所はできるだけ避けてください。
3	進行連絡メモ	調停の進行に関して、参考にするものです。 特別な事情がない限り非開示とします。

6 申立てする方が、用意して申立書と共に提出する書類

1	相続関係が判明する戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)	3か月以内に作成された法定相続情報一覧図をご提出いただくことで、戸籍の提出に代えることができます。
		詳細は下記8を参照してください。
		現在の戸籍については、発行日から3か月以内のものをご用意ください。
2	被相続人の住民票除票又は戸籍附票	住民票除票の場合は、個人番号(マイナンバー)の情報が記載されていないものをご用意ください。
3	相続人全員の現在の住民票又は戸籍附票	住民票の場合は、個人番号(マイナンバー)の情報が記載されていないものをご用意ください。
		発行日から3か月以内のものをご用意ください。
4	遺産に関する証明書	不動産登記事項証明書及び固定資産評価証明書、預貯金の通帳写し(残高証明書でも可)、有価証券写し等

7 申立てする方に読んでおいてほしい書類

1	裁判所に書面を提出される方へ	裁判所に書面を提出する場合の注意書です。 提出された書類は、相手方から申請があれば原則として相手方に見せたりコピーをとらせたりします。提出される書類で、相手方に知られると生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報は、 <u>ご自身でその部分を黒塗りするなどして読み取れないようにしてコピーしたものを提出してください。</u> また、 <u>自ら作成する書面にそのような情報を記載しないようにしてください。</u>
2	調停のしおり(遺産分割)	調停の進行についての説明書です。

8 遺産分割調停申立てに必要な戸籍関係

【共通】
①被相続人の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
②相続人全員の戸籍謄本(全部事項証明書)
③被相続人の子(及びその代襲者)で死亡している者がある場合、その子(及びその代襲者)の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
【相続人が(配偶者と)第二順位相続人(直系尊属)の場合】
④死亡している直系尊属(相続人と同じ代及び下の代の直系尊属に限る(例:相続人が祖母の場合、父母と祖父))がある場合、その直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
【相続人が配偶者のみの場合又は(配偶者と)第三順位相続人(兄弟姉妹及びその代襲者としてのおいめい)の場合】
④被相続人の父母の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
⑤被相続人の直系尊属の死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
⑥死亡している兄弟姉妹がある場合、その兄弟姉妹の出生時から死亡時までのすべての戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
⑦代襲者としてのおいめいに死亡している者がある場合、そのおいめいの死亡の記載のある戸籍(除籍、改製原戸籍)謄本(全部事項証明書)
◎上記以外に必要な書類等があれば、追加書類等の提出をお願いすることがあります。

9 相手方に知られたくない情報がある方へ

相手方に知られることで、生命身体に危険が生ずるなど生活をする上で支障がある情報のある方は、[このページ](#)の下部にある「14 相手方に知られたくない情報がある方へ」をご覧ください。

10 書類の提出及びお問い合わせ先

〒920-8655 金沢市丸の内7番1号 金沢家庭裁判所 076-221-3114(受付)
(平日8:30~12:00 及び 13:00~17:00)



11 Q&A

- Q1** 被相続人の債務の負担者などについても、家庭裁判所で話し合うことができるのですか。
- A1** 被相続人の債務(借金等)は、法律上相続開始によって法定相続分に応じて当然に分割されますので、原則として、遺産分割の対象にはならないと考えられています。したがって、調停において、当事者間で特定の相続人が債務を相続する旨の合意が成立したとしても、あくまで相続人間の内部関係を決めたに過ぎず、その内容を債権者に主張できるわけではありません。
- Q2** 相続人の一人が遺産の一部を隠していると疑っているのですが、家庭裁判所に申立てをすれば調べてもらえるのですか。
- A2** 家庭裁判所の遺産分割手続は、遺産を探し出すことを目的とした手続ではありません。もちろん、調停のときなど、相続人に対して、その遺産の範囲や内容について意見を聴き、必要な資料の提出を促すことはありますが、ほかにも遺産があると考えられる場合には、原則として、自らその裏付けとなる資料を提出することが求められます。
- Q3** 調停での話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか。
- A3** 調停は不成立として終了しますが、引き続き審判手続で必要な審理が行われた上、審判によって結論が示されることとなります。